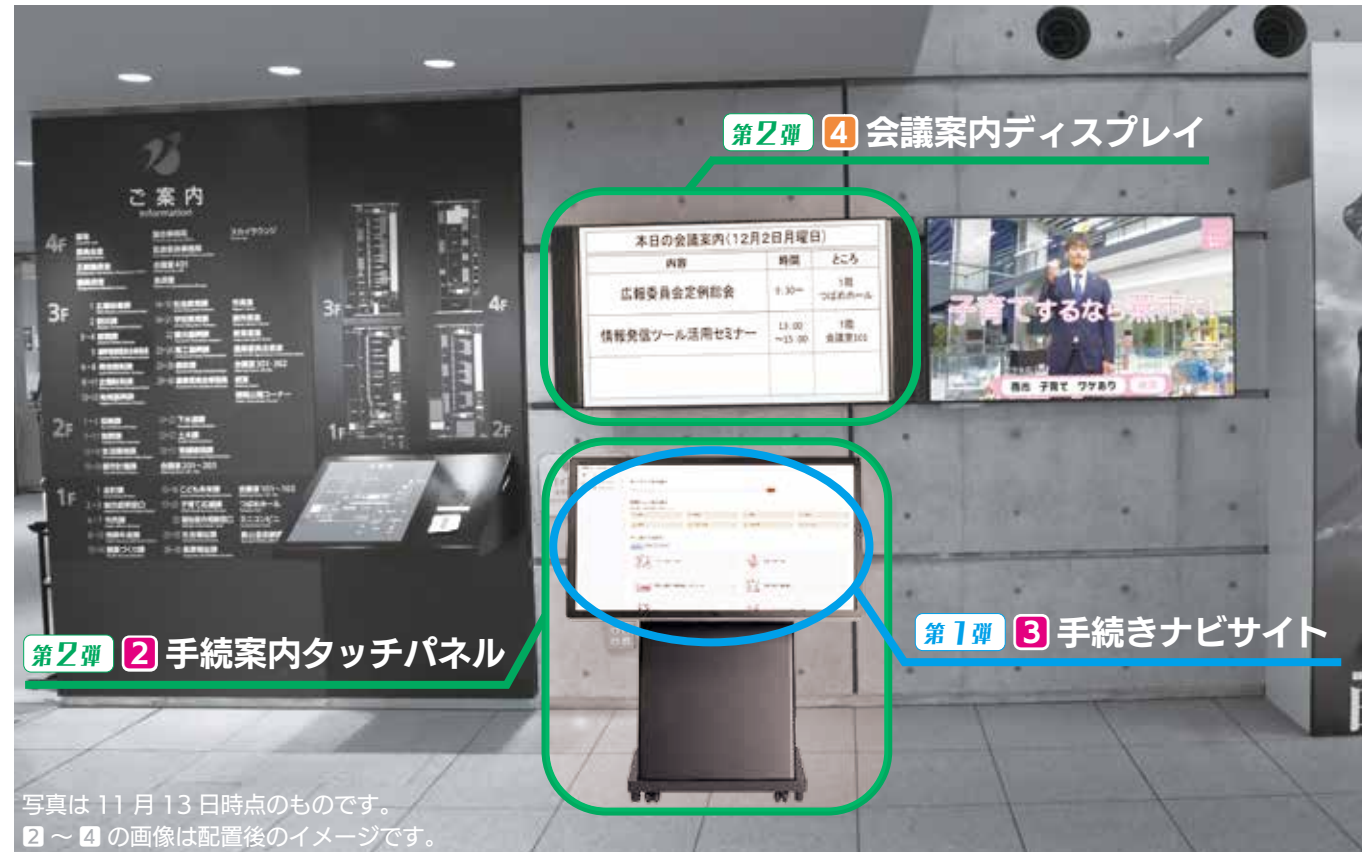




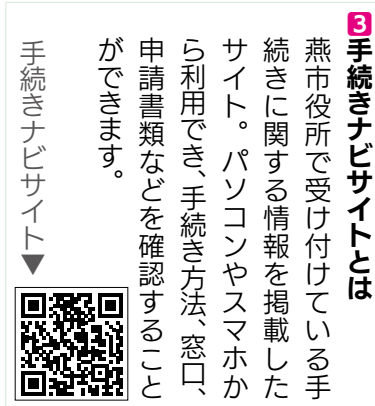
かんたん窓口第2弾始動！

手続きの負担を軽減するために10月15日から始動した「かんたん窓口第1弾」が、活用されています。
12月からは「かんたん窓口第2弾」として、「お誕生」「引越し」「お悔み」の窓口での手続きが「かんたん」になるサービスを開始します。
さらに、新たにタッチパネルやディスプレイも導入し、より一層使いやすい市役所を目指しています。



市役所で行われる会議やセミナーを
【4会議案内ディスプレイ】で表示しま
す。また、【5窓口案内ディスプレイ】
を1階フロアに2台導入し、デジタル化
された看板でフロアをご案内します。

目的の場所の確認が
「かんたん」に！



タッチパネルで
「かんたん」に検索！
来庁者が利用できる【2手続案内タッ
チパネル】を導入しました。【3手続
ナビサイト】で各手続きを受け付けて
いる窓口を検索したり、燕市公式ウェブサ
イトから市政情報を確認したりすること
ができます。

かんたん窓口の詳細は
こちらのページから▼
かんたん窓口に関する問合せ
総務課 情報統計室 ☎ 77・8315



申請書を書かずに
「かんたん」に証明書発行
【6らくらく証明書交付サービス】も
1階フロアでご利用いただけます。マイ
ナンバーカード^注をお持ちであれば、専
用端末から「かんたん」な操作で住民票
や印鑑登録証明書などの各種証明書の交
付が受けられます。
(注)利用者電子証明書が搭載されている必要が
あります。

今まで
この例の場合、まずは「異動届」
を記入し市民課窓口で①転居手続き
を行います。
その後、②子ども医療費受給資格
内容等の変更（保険年金課）・③児
童手当氏名住所等の変更（子育て応
援課）のそれぞれの届出書を全て記
入し各窓口で手続きを行います。

12月からは
「受付票」に記入するだけで①異
動届が作成されます。その情報か他
の部署と連携されるため、②子ども
医療費受給資格内容等の変更と③児
童手当氏名住所等の変更の窓口で
は、住所などの基本的な情報が入力
された状態で届出書が用意されてい
ます。内容を確認して一部記入す
るだけで手続きが完了します。

燕市A町から燕市B町に引っ越した家族の例
家族構成例
・夫
・妻
・高校生以下の子ども1人
【必要な手続き（一例）】
①転居の届出（市民課）
②子ども医療費受給資格内容等の変更（保険年金課）
③児童手当氏名住所等の変更（子育て応援課）

「お誕生」「引越し」「お悔み」の手続きが「かんたん」に！
子どもが生まれた際の「出生手続き」、引越しの際の「転入・転出・転居手続き」、お悔
みの際の「死亡手続き」について、新たに導入した【1かんたん窓口システム】で、届出
書記入負担の軽減と手続き時間の短縮を図ります。